髙和果公報

発 高 知 月 高 知 市 丸 20 号 **発 行 日** 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

| 告 示 | | | | ベーシ |
|--------------------|-------|------|-----|-----|
| ○道路の区域変更 (2件) | (道 | 路 | 課) | 1 |
| ○道路の供用開始 | (| IJ |) | 1 |
| 公 告 | | | | |
| ○換地処分の変更の届出(高知広域都市 | | | | |
| 計画事業高知駅周辺土地区画整理事 | | | | |
| 業) | (都市 | 計計画 | 画課) | 1 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (| IJ |) | 1 |
| 高知県収用委員会公告 | | | | |
| ○公示による通知 (2件) | <11 · | ・12排 | 曷示〉 | 1 |
| | | | | |
| 生 - | | | | |

高知県告示第633号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年11月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月24日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名西土佐松野
- 3 道路の区域

| 区間 | 変更前 後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------------------------------|------------|---------------|------------|
| 四万十市西土佐津野 川字城平653番 1 か ら | 前 | 6. 0 73. 2 | 550 |
| 四万十市西土佐津野 川字コヲシノクボ 304番1まで | 後 | 8. 2 | 550 |

高知県告示第634号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年11月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月24日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名弘岡下種崎
- 3 道路の区域

| | 区 | 間 | 変更前 後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|---|-----|------------|--------------|------------|
| | 高知市仁井田字舟倉 1616番4から 高知市仁井田字舟倉 1617番19まで | 字舟倉 | 前 | 6. 5 | 40 |
| | | | 後 | 7. 0 | 40 |

高知県告示第635号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年11月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線 名 西十佐松野
- 3 道路の区域

| 供用開 | 始 区 | 間 | 延 長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|--|-----|---|------------|-----------------|
| 四万十市西土佐津野川字城 平653番1から 四万十市西土佐津野川字コ ヲシノクボ304番1まで | | | 550 | 平成22年11月24 日 |

------公 告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により高知市から高知広域都市計画事業高知駅周辺土地区画整理事業について換地処分の一部を取り消し、新たに当該部分につい

て換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成22年11月24日

高知県知事 尾﨑 正直

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。 平成22年11月24日

······

高知県知事 尾﨑 正直

| 許可番号 | 開発区域に含まれる 地域の名称 | 開発許可を受けた 者の住所及び氏名 |
|--------------------------|------------------------|--|
| 平成22年7月12日 22高須土第309号 | 須崎市多ノ郷字浜田 甲5748番1ほか | 須崎市多ノ郷甲 5748番地1 医療法人みずほ会 理事長 高橋 啓文 |

収用委員会公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成22年12月3日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成22年11月12日(掲示済)

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

1 書面の種類

平成22年10月18日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書

2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名

高岡郡四万十町替坂本字定足山500番13の土地の所有者兼関係人(物件所有者)のうち次の者

.....

住所及び氏名不明住所及び氏名不明

亡矢野善治の相続人 亡矢野信男の相続人

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第46条第2項の規定による次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書面を受領しないときは、平成22年12月3日をもって同項の規定による通知があったものとみなされます。

平成22年11月24日 (水曜日)

平成22年11月12日 (掲示済)

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

1 書面の種類

平成22年10月18日付け現地調査の実施及び審理の開催についての通知書

2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名

高岡郡四万十町替坂本字谷屋式山593番1の土地の所有者兼 関係人(物件所有者)のうち次の者

住所及び氏名不明 住所及び氏名不明 亡矢野善治の相続人

亡矢野信男の相続人